

防人給第4447号
21.4.1

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

事 務 次 官

若年定年退職者給付金に関する省令第3条第1項の規定による給付金
支給機関の指定について（通達）

標記について、下記によることとされたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

若年定年退職者給付金に関する省令（平成21年防衛省令第5号）第3条第1項
の規定による給付金支給機関の指定は、別表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞ
れ同表の右欄に掲げる部隊及び機関のうちから行うものとする。

区 分	給 付 金 支 給 機 関
陸上自衛隊	自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第50条に規定する駐屯地に所在する駐屯地業務隊、駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）第9条ただし書の規定により駐屯地業務を担当する部隊等並びに自衛隊中央病院
海上自衛隊	東京業務隊 阪神基地隊 函館基地隊 基地業務隊の編制に関する訓令（昭和62年海上自衛隊訓令第36号）に規定する基地業務隊 航空基地隊の編制に関する訓令（昭和36年海上自衛隊訓令第47号）に規定する航空基地隊 航空補給処（下総支処を除く。）
航空自衛隊	自衛隊法施行令第51条の2に規定する基地における基地業務を担当する部隊等